

組入銘柄のご紹介及び今後のフィンテック分野の見通しについて③

販売用資料 2018年9月

- 直近、注目が集まっている「SBI 日本・アジアフィンテック株式ファンド」について、組入銘柄及び今後のフィンテック分野の見通しをご紹介します。

【銘柄】新日鉄住金ソリューションズ

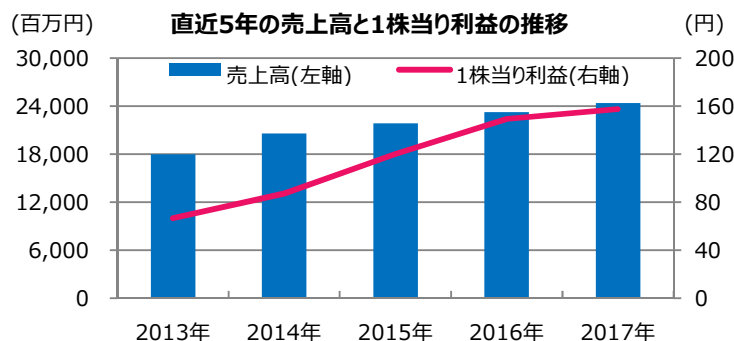
(2327 東証1部)

(業種：情報・通信 時価総額：3,054億円)

事業紹介

1986年新日本製鐵株式会社においてエレクトロニクス事業部が発足。1988年に新日鉄の社内情報システム部門が本体から独立。顧客は製造業のみならず、流通、金融、社会公共、通信など幅広く展開。またシステム開発センターを保有しており、開発力にも定評がある。

- ・ 新日鉄住金ソリューションズは、製造業向けのイメージが強いかもしれませんが、売り上げのうち、公共公益機関向けが17%、金融向けが13.6%と、幅広く事業を行っています。
- ・ フィンテックへの取組みも積極的で、3年近く前からグローバルのカンファレンスに出店するなど、金融事業への展開を常に研究しています。
- ・ フィンテックの取組みとして、ブロックチェーンに該当する部分に注力しており、取引先である主要メガバンクや証券会社向けに、ブロックチェーンを活用したビジネスやアプリケーション、サービスを利用した、コストの削減等の「合理化」へとサービスの展開を目論んでいます。



【銘柄】システナ

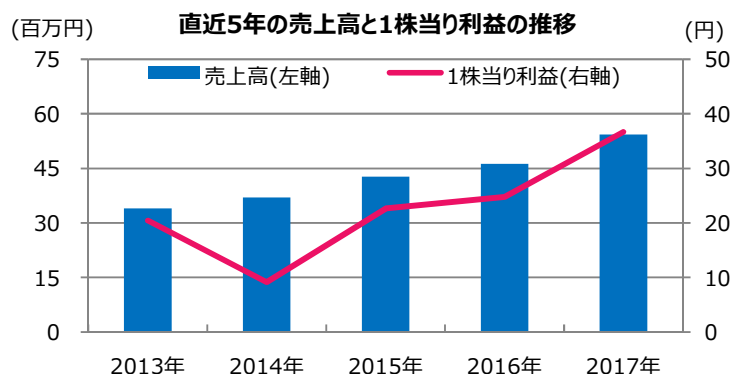
(2317 東証1部)

(業種：情報・通信 時価総額：1,601億円)

事業紹介

2010年4月1日に株式会社システムプロが、持分適用会社だったカタナ株式会社を吸収合併して誕生。旧・株式会社システムプロのモバイル端末の設計・開発・検証に係る技術・ノウハウとオープン系技術、旧・カタナ株式会社の金融分野の業務知識及び基盤系技術を融合した事業展開により新たな領域の開拓を進める。

- ・ 主な事業内容
 - ソリューションデザイン事業 (売上構成比34.7%)
 - フレームワークデザイン事業 (同8.5%)
 - ITサービス事業 (同12.9%)
 - ソリューション営業 (同42.1%)
- ・ 経営目標は「日本を代表するIT企業となり、日本経済を底辺から支える」。その実現のために、「破壊と創造」、「安定と成長」、「保守と革新」という、相反する課題をバランスよくコントロールし、常に振り子の中心点に経営の軸足を置いた、バランス経営を基本方針としています。
- ・ フィンテックに該当する事業は、ソリューションデザイン事業とフレームワークデザイン事業に横断し、eコマース向け決済システムから銀行を含む金融系システム開発や基盤系システム開発を行っています。そのためフィンテックに関わる決済周りでは、同社が一番恩恵を受ける可能性があるかと判断し、組入れています。



【出所】上記グラフはいずれもBloombergより、SBIアセットマネジメント作成
【株価推移データ期間】いずれも2013年8月末～2018年8月末

※組入銘柄紹介は、本ファンドのコンセプトをご理解頂くことのみを目的としており、銘柄の企業が発行する有価証券等の売買を推奨するものではありません。
また、本ファンドの将来の運用成果等を示唆または保証するものでもありません。

フィテック分野の今後の見通しについて

日本でキャッシュレス決済等フィテックの普及が遅れている理由の一つに、行政の対応の遅さが考えられます。

日本ではフィテックの規格を定めなかったことから、独自の規格が乱立している状況にあります。その結果、エンドユーザー側（消費者や販売店）がどの決済手段を使うか決めることが出来ないでいる状況があります。

この悪循環により、日本におけるキャッシュレス決済は他の国々と比較して、出遅れている状態です。

このような中、現在注目している流れは、LINE（3938東証一部）とJCBが共同で非接触型でスマホ決済の普及を進める動きです。2018年中に利用箇所を100万店まで増やすことを目指しており、今後の動向が注目されます。

また同社は個人経営の飲食店など向けに、経営者のスマホをQRコード決済の端末として使えるアプリを配信し、8月から3年間、アプリを使った場合の決済手数料を無料にする予定です。

同社の取り組みにおけるポイントは、目先の利益ではなく、シェア拡大のためのビジネス展開を行っているところにあります。これまで国内株式市場では企業を評価する際、利益やキャッシュフローを中心に評価されてきたように思われます。

しかし、米国ではツイッターやアマゾンが目先の利益よりもシェア拡大を追い求めていました。その結果が株価に反映され、アマゾンは時価総額が1兆ドルを超える程にまで成長しました。

今後、国内株式市場においても、今回のLINEとJCBの取組みが契機となり、これまでとは異なる視点で市場から評価され、大きく成長する企業が現れることを期待します。

ファンドにかかるリスク

本ファンドは、株式等価値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。また、外貨建て資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、**基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込む**ことがあります。

信託財産に生じた**利益及び損失は、全て投資者に帰属**します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因は以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

（主な変動要因）

＜価格変動リスク＞

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

＜特定業種やテーマ銘柄へ投資が集中するリスク＞

本ファンドは、特定の業種・テーマに絞った株式への投資を行います。したがって、株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なる場合があります。また、幅広い業種の株式に分散投資するファンドに比べ基準価額の変動が大きくなる場合があります。これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

＜為替変動リスク＞

外貨建て資産へ投資する場合には、為替変動による影響を受けます。本ファンドが保有する外貨建て資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

＜信用リスク＞

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

＜流動性リスク＞

株式を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、本ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

＜カントリーリスク＞

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることがあります。特に新興国市場への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の不整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があり、基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

＜デリバティブ（派生商品）に関する留意点＞

本ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

（その他の留意点）

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。
収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

（リスクの管理体制）

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているか日々モニタリングを行っています。

* 後掲の「本資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、ご換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。 なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2027年4月26日まで（設定日：2017年4月27日） 信託期間の延長が有利であると認めたときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益証券の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年4月24日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には変更となる場合があります。

お客様にご負担いただく費用等

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24%（税抜3.0%） を上限として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。		
信託財産留保額	かかりません。		
運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に 年1.76904%（税抜：年1.638%） を乗じて得た金額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	内 訳	委託会社	年0.864%（税抜：0.80%）
		販売会社	年0.864%（税抜：0.80%）
		受託会社	年0.04104%（税抜：0.038%）
	※委託会社の報酬より、投資顧問（助言）会社への報酬が支払われます。		
その他の費用 および手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。		

当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社：SBIアセットマネジメント株式会社（ファンドの運用指図を行います。）

金融商品取引業者関東財務局長（金商）第311号

加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社：株式会社りそな銀行（ファンド財産の保管・管理等を行います。）

販売会社：※最終頁をご参照ください（受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。）

本資料のお取扱いについてのご注意

- ・本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- ・本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- ・本資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- ・投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- ・お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

販売会社一覧

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 第二種金融先物 取引業協会
株式会社 SBI 証券	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第44号	○	○	○
マネックス証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○
高木証券株式会社	金融商品 取引業者	近畿財務局長 (金商) 第20号	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第61号	○	○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第152号	○		
岡三オンライン証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第52号	○	○	○
松井証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第164号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第175号	○		

■販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。

ファンドのご購入の際は、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。